

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月3日（平成29年（行個）諮問第45号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（行個）答申第146号）

事件名：特定の会議の本人に関連する議事録等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本人に関係若しくは関連する資料・情報・記録等について、厚生労働省傘下の全国の労働局及び実施校等と、全国の都道府県の雇用組織が協力し、参加し行う就職支援の企画、「再就職のための職業訓練コース」に於いて、三重労働局職業安定部、これに準ずる、類する、若しくは関連する組織と、三重県側の雇用組織である現雇用経済部・三重県立特定学校と主とした組織間等に於いて、定期的開催され、話合われる、会議での議事録・会議録若しくは会議議事録に相当するもの」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、三重労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年11月30日付け三労個開第28-38号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ほぼ同一内容、時期、条件で三重県側に情報開示請求を行っており、結果145枚開示された為、同一の書類が三重労働局に存在すると考えられる。

##### （2）意見書

今回は、審査請求人は、全国の厚生労働省傘下の労働局と全国の都道府県の雇用組織が共催する企画「再就職のための職業訓練コース」から、この介護の企画に参加し、郊外実習の介護施設に於いて、介護職員による、表向きは機能回復訓練と称して入所者の言葉の虐待、侮辱及び猥褻

行為を目撃し、介護施設の責任者、実施校の関係者、特定公共職業安定所・三重労働局の職員及び三重県立特定学校等に通報し、再発防止策の陳情を行った者であります。文書は、（平成24年三労個第24-30、厚生労働省発職0501第4号、府情個1347号、平成25年（行個）諮問第56号、平成27年4月3日付厚生労働省発職0403第7号、三労発安0520第4号。）

ここで審査請求人の三重労働局に対して、事件・事故の報告の存在を認められましたので、この合同の会議にて、いつ議題となり、再発防止策等、どのような改善若しくは解決策が図られたのか、知りたいと存じました。整理し要約すると、私の事件・事故の報告及び陳情に、この会議及び議事録がどう反映し、結論に至ったかについての情報開示請求です。これは、会議の議題に於いても優先度は高い項目であり、記録されている可能性は高いのではないかと思います。報告者である私は、会議の結果の回答を要求するのは、関係者として当然の要求ではないかと存じます。ところが実際は、これ以外の関連性の低い文書の存在も考えられるので、検索対象・関連として、広い解釈にした方が良く、と考え、審査請求人のみとしました。この場合文書は、個人情報・行政文書どちらも該当すると思われます。従って両方用意し、三重労働局側に対し、会議の議事録及びこれらに付随し関連する資料・情報等の情報開示請求を求めました。

ここに至るまでの経緯を時系列にて、添付された文書の説明を交えながら、疑問点等を提起し、説明させて頂きます。昨年10月13日、三重県、情報公開室に於いて、審査請求人に関する上記の企画の内容の会議の議事録を三重県側の雇用経済部雇用対策課及び、三重県立特定学校側に対し、個人情報と行政文書の両方、情報開示請求を行いました。参考書類として、三重県健康福祉部から、当時の健康福祉部が、郊外実習先の介護施設の責任者からの事情聴取行った記録の文書（平成25年2月21日「健福第13-583号、平成28年5月10日「健福第13-74号」、平成28年5月10日「健福第13-75号」）を添付した形で行いました。県の回答は行政文書としての解釈及び判断のみで、議事録扱いで、主に「復命書」という題目の文書が、二組織から計145枚出で来ました（資料1）。

この結果から、昨年10月31日に三重労働局側を対象とし、情報開示請求を行いました。この場合も、個人情報の扱いなのか、行政文書の扱いなのか判断が出来ず、同一内容で同日に、両方、情報開示請求を行いました（行政文書は三労開第28-18号）。

結果、行政文書の報告は、別の回に報告しますが、平成28年11月30日付で、（資料2三労個開第28-38号）「保有個人情報の開示

をしない旨の決定について」とあり、開示しないこととした理由として、「上記文書については、開示請求時点で作成・取得していないものであり、実際に存在しないため。」との記述内容でした。私は、おかしいと思ひ、昨年12月1日の夜8時前頃に、封筒の裏の捺印から三重労働局の特定職員に、連絡し解釈を求めたところ、彼の回答も、「議事録は作成していない」と発言し、ここでも議事録の存在そのものを否定しました。昨年12月5日昼前に、行政文書三労開第28-18号の件で、三重労働局を訪れた際、応対した人物に、この特定職員の発言を話すと、ビックリし、議事録の存在を主張しました。翌日、三重行政評価事務所に相談した結果を踏まえ、昨年12月9日、厚生労働省に訪れ、審査請求権の書類に記入し、提出しました。

では、ここから、上記の経緯からの説明を除き、私の意見をこの場で述べさせていただきます。この企画の場合、三重労働局単独での実施は困難な為、三重県及び企画を行う実施校との協力は不可欠であります。会議も同様であり、少なくとも三重労働局の職員と、三重県の雇用組織が同一の場に参加及び出席するので、参加者の情報及び意見交換や議題に基づいた議論を深め、情報の共有・結論及び結果を記録した物として、議事録若しくは、議事録に相当するものが存在すると考えます。以前の、情報開示請求も同様ですが、私の事件・事故の報告及び陳情を、企画を共催する三重労働局及び三重県の雇用組織は認めた以上、会議の議題として取り上げられ議事録に記載されるのは、人道的な面から当然です。

では、諮問庁及び処分庁から提供された理由説明書（下記第3。以下同じ。）に対する反論意見を述べます。

理由説明書「3理由（1）」より一部抜粋で「会議の議事録等の行政文書は作成・取得しておらず」、「会議の議事になってないため作成していないとのことであり」との説明文の記載がありますが、これは当番制の議事の担当者になったときのみしか、議事録は作成しない、若しくは取得出来ない、という事なのでしょうか、又は、審査請求人は、昨年末に条件等を変更し、この議事録に関する情報開示請求を行ったところ、三重労働局は部分開示決定で、結果、「議事録」という言葉は、使われていませんが、「三重県地域訓練協議会」という名称の書類が主体で、これを議事録に相当する文書が含まれるとし、その付随し関連される文書が出て来ました（資料3三労開第28-22号）、（資料4三労開第28-23号）。従って、三労個開第28-38号の開示をしない事とした理由として、「開示請求時点で作成・取得していないものであり、実際に存在しないため。」とする主張及び昨年12月1日に三重労働局の特定職員の発言はこの情報開示によって、事実上、覆る結果となりました。三重労働局は、三労個開第28-38号と、三労開第28-22

号及び三労開第28-23号とは、相矛盾する回答であり、さらに、諮問庁及び処分庁は、法18条2項によって情報公開を拒否しているが、情報開示された文書の内容から、この説明は、具体性かつ説得力は無く、結果、三労開第28-22号及び23号同様、情報公開すべきであります。

理由説明書「3(2)審査請求人の主張について」の項目で、諮問庁は、「法に基づき判断したところであり、三重県が行った条例に基づく判断がこれに影響を及ぼすことはないため」と記載がありますが、その後の照会及び確認等の問題が生じた場合、どうなるのでしょうか。役割こそ異なるが、同じ会議で同席した組織であるのに、三重県側は145枚の文書が該当するが、三重労働局側は実際に存在しないと回答(資料2)し、「法に基づき判断」と、諮問庁の主張は、具体的にどの法律の何を適合したのか不明であり、これだけの情報量の差が生じた現状に対し、説得力に欠けます。結果から、参加する組織毎に情報量や記録内容及び、解釈がバラバラでは、共通の認識等が得られず、誤差が生じたりするようでは、企画の性格及び継続上、非常に因る事なのです。組織及び実施校等は、この企画に参加する以上、求職者や受講生の人命や人生を直接若しくは間接ながらも扱い、最大限配慮することを前提とはしていないのですか。再度申し上げますが、私の事件・事故の報告及び陳情は、その後どう処理されたか、も含め、人道的立場から意見が会議の場に出た可能性はあると考えられ、文書として記録に残すのが当然であり、理由説明書の諮問庁及び処分庁の回答から、残さない・作成・取得しておらず存在しない又は作成していない、回答・主張するのは、平成24年三労個第24-30同様、事件・事故の報告の隠蔽状態の継続であり、国の最高法規である日本国憲法の生存権及び人権関連の法律違反であり、求職者及び受講生に対する侮辱であり、背信行為としか思えません。

まして、求職者も受講生も大部分は、国税及び県民税を支払っている立場です。そもそも会議を開催し、議事録を作成し、この企画を継続させる為には、税金等が使われております。諮問庁及び処分庁は、理由説明書の「3理由(1)原処分の妥当性」の項目の主張通りですと、求職者や受講生の人命や人生、希望や夢を尊重せず、企画の実施及び継続を行う事を最優先とする、暗に事件・事故を隠蔽し、再発防止策を考え実施しなくてもいい、と言っているのに等しいです。いいえ、違います。最優先すべきものは、求職者や受講生の人命や人生であります。次に関係する組織及び受講生等が、参加する企画を無事に最初から最後まで、終わられるよう努力するのが目標であります。そもそも会議の主催の目的のひとつとして、恐らくこれは含まれるのではないかと存じます。これ以外にも、参加者が価値観・考え方・意思疎通や企画の方向性・事件

事故など、これらの情報等全ての再確認であり、議題の審議等が主体となると存じます。

また、部分開示された三労開第28-23号の文書の中で、気付いた点では、「三重県地域訓練協議会」の会議の委員として、審査請求人の郊外実習先で、言葉の虐待・侮辱且つ猥褻な言動が発生した介護施設を指導監督する三重県健康福祉部の人物の関与及び関係する資料・文書も出て来ました（資料4）。一部添付します。つまり、会議の場で、三重労働局は、三重県健康福祉部の人物と直接会話が出来ました。出て来た資料の範囲内からは、平成24年度から平成27年度までは、会議に参加していたと思われます。推定ですが、職業訓練に於いて、介護組織を指導監査する立場からの意見及び情報等を求めているものと思われます。従って、三重労働局は、前述した郊外実習先の介護施設の責任者からの事情聴取を行った記録の文書（平成25年2月21日「健福第13-583号」、平成28年5月10日「健福第13-74号」、平成28年5月10日「健福第13-75号」）、これらの情報も知り得る立場であった、と考えられます。情報開示請求は三重県側のみ、この記録文書の存在を明記しましたが、この結果から、情報開示請求の条件は三重労働局側・三重県側ともほぼ同等と判断出来ます。私は、三重県健康福祉部には、情報開示請求のみだけでなく、この事件・事故の報告及び陳情も行っております。

また、三重労働局の隣は、特定公共職業安定所であり、ここは、介護施設の求人情報を介護事業者から直接情報を入手出来ます（資料5）。掲載している以上、三重労働局は、何も知らないとは考えにくいです。これ以外に、介護関連では、特定社会福祉法人も、三重労働局との接点はあり、共同で催しがあります（資料5）。

結論として、私は、記録文書は求職者や受講生の納税、つまり国民の税金で作成された国民の財産という考えで、情報開示請求は、国民の財産を公開し、確認することであります。三重労働局は、三労開第28-22号、三労開第28-23号を部分開示しており、議事録に相当するものと関連する資料及び文書等、部分開示を行った以上、諮問庁及び処分庁は、法18条2項の規定により不開示決定とし、議事録は存在しないとした原処分は矛盾しており、一貫性を欠いた判断となっております。介護関連の組織も参加した会議を行っている以上、関連性のある資料及び文書の存在は、平成27年三労発安0520第4号、三労開第28-23号の部分開示の結果、存在は明らかであります。諮問庁及び処分庁は、これを取り消し、平成29年諮問45号（三労個開第28-38号）も開示決定すべきであります。

意見並びに資料の提出の文書は、以上となります。

(資料は省略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年10月31日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年12月9日付け(同日受付)で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

##### (1) 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、処分庁において、本件対象保有個人情報を探索したところ、審査請求人に関連する会議の議事録等の行政文書は作成・取得しておらず、存在していないことを確認した。

さらに、処分庁の職員が本件対象保有個人情報を作成していないことに関して処分庁に確認したところ、審査請求人に関して会議の議事になっていないため作成していないとのことであり、処分庁の対応及び説明は諮問庁として是認できる。したがって、本件対象保有個人情報を保有していないことから法18条2項の規定に照らして不開示としたことについて違法性はなく、原処分は妥当と考えられる。

##### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)。以下同じ。)において、「同一内容、時期、条件で三重県側に情報開示請求を行っており、結果145枚開示されたため、同一の書類が三重労働局に存在すると考えられる」と主張するが、諮問庁及び処分庁は上記(1)で述べたとおり、法に基づき判断したところであり、三重県が行った条例に基づく判断がこれに影響を及ぼすことはないため、審査請求人の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきとする。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 審査請求人から意見書及び資料を收受

④ 同年10月11日 審議

⑤ 同年11月30日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人に関係若しくは関連する資料・情報・記録等について、厚生労働省傘下の全国の労働局及び実施校等と、全国の都道府県の雇用組織が協力し、参加し行う就職支援の企画、「再就職のための職業訓練コース」に於いて、三重労働局職業安定部、これに準ずる、類する、若しくは関連する組織と、三重県側の雇用組織である現雇用経済部・三重県立特定学校と主とした組織間等に於いて、定期的開催され、話合われる、会議での議事録・会議録若しくは会議議事録に相当するもの」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁の説明は以下のとおりであった。

本件開示請求を受けて、平成28年11月に、三重労働局職業安定部地方訓練受講者支援室（現訓練室）の室長補佐が、執務室の文書保管棚を確認したところ、審査請求人に関連する会議の議事録等本件対象保有個人情報が記録された文書は保存されていないことを確認した。また、本件対象保有個人情報が保存されていないことに関して、同室長補佐が、前任者に確認したところ、審査請求人に関して会議の議事になっていないため作成していないとのことであった。

(2) 三重県が開示したとされる文書の件名一覧について

ア 審査請求人は、審査請求書において、「ほぼ同一内容、時期、条件で三重県側に情報開示請求を行っており、結果145枚開示された為、同一の書類が三重労働局に存在すると考えられる」旨主張する。

イ また、審査請求人は、三重県情報公開条例に基づき三重県が審査請求人に開示したとされるこれらの文書の件名一覧を、意見書の添付資料として当審査会に提出している。

ウ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、三重労働局が当該件名一覧に記載された文書を保有しているか否かについて詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

当該件名一覧に記載された文書は、三重労働局では基本的に保有していない。これは、三重県が会議出席後に庁内への報告等を目的と

して作成されているものと思料する。

なお、この一覧の文書中において、三重労働局が作成した資料及び一覧中の各種会議において出席者に配布された資料が含まれていれば、三重労働局が保有している場合もあり得る。

エ 当審査会事務局職員をして当該件名一覧の内容を確認させたところ、各文書の件名の末尾が、「協議会復命書」、「会議概要について」、「会議について」等であり、上記ウの三重県が庁内への報告等を目的として作成されたものと思料するとする諮問庁の説明は首肯でき、また、当該件名一覧に記載された文書は三重県情報公開条例に基づき開示された文書であることから、本件対象保有個人情報三重労働局では保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足りるものとは認められない。

(3) 以上のことから、処分庁において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明には、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、処分庁において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、三重労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子